

貨物自動車運送事業者数及び車両数

平成25年3月31日現在

支局別	区分	一 般								特 定		合 計		貨物軽自動車 運 送 事 業 (うち軽霊柩)
		一 般		(特別積合せ)		霊 柩		計		管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	
	事業 者数	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他	管 内	そ の 他					
新 潟	事業 者数	726	160	7	16	104	0	830	160	4	2	834	162	2,146 0
	車 両 数	20,098	3,835	590	216	382	0	20,480	3,835	11	26	20,491	3,861	3,664 0
長 野	事業 者数	629	163	9	20	79	2	708	165	5	2	713	167	3,074 (7)
	車 両 数	12,570	4,490	1,318	200	218	10	12,788	4,500	91	15	12,879	4,515	4,936 (7)
富 山	事業 者数	625	74	3	26	44	1	669	75	14	0	683	75	1,134 (2)
	車 両 数	10,983	1,261	116	138	157	10	11,140	1,271	50	0	11,190	1,271	1,510 (2)
石 川	事業 者数	741	112	2	15	58	2	799	114	12	4	811	118	1,303 0
	車 両 数	10,034	2,823	36	187	171	18	10,205	2,841	83	37	10,288	2,878	1,636 0
合 計	事業 者数	2,721	509	21	77	285	5	3,006	514	35	8	3,041	522	7,657 (9)
	車 両 数	53,685	12,409	2,060	741	928	38	54,613	12,447	235	78	54,848	12,525	11,746 (9)

(注)1. 「管内」欄には、当該運輸支局管内に主たる事務所を有する事業者数を当該事務所を管轄する支局ごとに計上した。

2. 「その他」欄には、当該運輸支局管外に主たる事務所を有する事業者が当該運輸支局管内に営業所を存する場合に、当該営業所の所在地を管轄する支局ごとに事業者数及び車両数を計上した。

3. 「特別積合せ」欄の事業者数及び車両数は、一般の欄の内数とし、車両数については運行車数を計上した。

4. 「霊柩」欄の事業者数には、霊柩事業者数を計上するため、一般との兼業者については「一般」欄へ計上する。また、車両数については霊柩自動車と一般自動車を各々区別し「一般」欄と「霊柩」欄に計上する。

5. 「貨物軽自動車運送事業者」欄には、軽霊柩自動車を保有する事業者数及び車両数を内数として()書きで表示した。